

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第14回）

議事録

1. 日時

令和6年7月30日（火）16：00～17：35

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

その他：

三友 仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、堀内基盤整備促進課長、石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐、榎事業政策課課長補佐、米内事業政策課課長補佐

4. 配布資料

資料14－1 論点整理（ユニバーサルサービスWG）

資料14－2 論点整理（公正競争WG）

資料14－3 論点整理（経済安全保障WG）

5. 議事概要

1 開会

2 議題

(1) ワーキンググループの論点整理

- ・ユニバーサルサービスWG
- ・公正競争WG
- ・経済安全保障WG

(2) その他

3 閉会

開 会

○山内主査　それでは、皆様、本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第14回会合を開催いたします。本日も、WEB会議を併用しての開催とさせていただきます。WEB形式では大谷委員、岡田委員、関口委員、長田委員、林委員、矢入委員及び渡井委員の7名が参加されております。岡田委員は少し遅れて参加と伺っております。また、ユニバーサルサービスワーキンググループの主査として、三友委員にも御参加をいただいております。

議事に入る前に、総務省において人事異動があったようでございます。新たに着任された方につきまして、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

○竹内総務事務次官　7月5日付けで事務次官に就任いたしました竹内でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長　同じく7月5日付けで総合通信基盤局長になりました湯本でございます。よろしくお願い申し上げます。

○大村電気通信事業部長　同じく7月5日付けで電気通信事業部長になりました大村と申します。よろしくお願いいたします。

○吉田総務課長　同じく7月5日付けで基盤局総務課長に着任いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、プレスの方の御退場をお願いしたいと思います。

(プレス退室)

(1) ワーキンググループの論点整理

・ ユニバーサルサービスWG

○山内主査　それでは、議事に入りたいと思います。

本件諮問の第一次答申において、今後検討をさらに進めていくべき事項とされた論点のうち、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障につきましては、ワーキンググループを開催して専門的な議論を行ってきたところでございます。今般、各ワーキンググループにおいて論点整理が取りまとめられました。そこで、各ワーキンググループ

の主査から報告をいただきまして、そして意見交換を行いたいと思います。

それでは最初に、早速ですが、ユニバーサルサービスワーキンググループの論点整理について、三友主査から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三友主査 早稲田大学の三友です。よろしくお願いいたします。

それでは、ユニバーサルサービスワーキンググループの論点整理の概略について、ワーキンググループで主査を務めております私から御報告をいたします。

ユニバーサルサービスの在り方については、本年1月よりユニバーサルサービスワーキンググループを開催し、集中的な検討を行ってまいりました。本ワーキンググループにおいて、事業者のヒアリングや検討課題に係る議論等を積み重ね、今般、論点整理を取りまとめましたため、御報告いたします。

資料14-1がユニバーサルサービスワーキンググループの論点整理でございます。

ユニバーサルサービスワーキンググループでは、本年1月から7月までの間に10回の会合を開催し、延べ17社の事業者ヒアリングを行うなど、大変活発な議論が展開されました。その中では、今後の情報通信インフラについては、光ファイバのエリアカバーの拡大を基本としつつ、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備、維持が必要と考えられるとの意見、電話のユニバーサルサービス責務については、NTTのあまねく提供責務を維持すべきとの意見がある一方、最終保障提供責務に見直すべきとの意見、さらには、現在設けられていないブロードバンドのユニバーサルサービス責務について最終保障提供責務とすることが考えられるとの意見、制度の見直しの際には、固定電話からブロードバンド技術の動向を踏まえ、コストのみならず既存利用者に不利益がないように留意することが必要と考えられるとの意見などがございました。それぞれの論点整理の詳細につきましては、事務局から説明いただけるとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○米内事業政策課課長補佐 それでは、ユニバーサルサービスワーキンググループ事務局より、論点整理について御説明いたします。

引き続き資料14-1を御覧ください。

まず、目次です。当ワーキンググループでは、全体6つの柱に分けて検討いたしました。論点1の基本的考え方を踏まえまして、続く論点2から論点6として、位置付ける役務、責務の内容、責務の担い手、交付金制度、料金の低廉性の確保等について整理しております。

2ページから6ページは、議論の前提となる現行制度の概要ですので、本日は説明を割愛いたします。

7ページからが論点1、情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方です。

まず、論点１－１、基本的考え方ですが、①検討の時間軸について、具体的な制度設計の検討は諮問対象である2030年頃までを射程に行った上で、一定の時期に改めて見直しを行うこととすることが適当ではないかとしております。②今後の情報通信インフラの確保の在り方として、全国どこでも通信サービスが利用できる環境の実現に向けて、固定網とモバイル網の双方により、音声通話とブロードバンドを確保することが重要と考えられるが、この点についてどうか、としております。③政策手段については、事業者の自主的な取組が基本であるものの、それだけでは実現困難な場合に各手段を適切に組み合わせることが必要と考えられるのではないかとしています。そして、そのインフラの種類や設置者の経営状況、市場動向等も踏まえて、国民負担が大幅に増加するような手段はできる限り避けることなどに留意しながら検討することについてどうか、としております。

８ページを御覧ください。

この基本的な考え方を踏まえまして、論点１－２、各情報通信インフラの整備・維持の在り方のうち、まず、固定網の整備・維持については、メタル回線設備が2035年頃に維持限界を迎えるものの、2030年頃においても約730万程度残存する見込みであること、そして、光ファイバについては、情報通信の主たる基盤であること等も踏まえまして、メタル回線設備の円滑な縮退を図りつつ、光ファイバのエリアカバーの拡大などを図ることが基本と考えられるがどうか、としております。そして、そのような考え方を踏まえまして、④が今後の光ファイバの整備・維持については、無線よりも維持コストが高い点の解消も必要になることから、予算措置による整備費用の支援に加えて、ユニバーサルサービス交付金制度による維持費用の支援が必要と考えられるがどうか、としております。

９ページを御覧ください。

論点１－２のうち、モバイル網の整備・維持に関するものです。

モバイル網については、国民共有の財産である電波の割当てを受けたMNOが担っており、電波法等に基づく制度的措置、予算措置や税制措置による整備費用等の支援を行うことにより、MNOによる競争的または協調的な整備・維持を両輪として促進することが必要と考えられるがどうか、としております。

続いて、10ページを御覧ください。

非地上系ネットワークにつきましては、離島等の効率的なカバーや非常時の冗長性確保に有用であるものの、いまだサービスの導入期・揺籃期にあるため、地上系ネットワークの代替ではなく、補完としての役割が期待されるがどうか、としております。

続いて、11ページを御覧ください。

ユニバーサルサービスとして保障する利用形態ですが、固定利用と移動利用が考えられるところ、ＮＴＴからは、固定利用に加えて居住地域についても移動利用を保障すべきとの意見があった一方、構成員からは、交付金の肥大化への懸念や、屋内、ビル陰の技術的課題等から、現時点では固定利用の保障を引き続き前提とすべきとの意見が多いところ、この点についてどう考えるか、としております。

12ページから23ページまでは、ここまでの論点の1に関わる意見でございます。

続いて、24ページから、論点2、ユニバーサルサービスに位置付ける役務です。論点2-1が、電話のユニバーサルサービスについてでございます。

まず、①固定電話の効率的な提供の確保として、当面はメタル回線設備の全国的な維持が必要になり、ＮＴＴの赤字額がさらに拡大していくことが想定されること、効率性や技術中立性の確保に加えて、残存利用者の移行先の選択肢を拡大し、メタル回線設備の縮退を促進する観点から、モバイル網の活用をさらに進めることが必要ではないかとしております。

その具体的な形として、②現在不採算地域等に限定して認められているＮＴＴのワイヤレス固定電話につきまして、その品質要件の在り方に加えて提供地域を拡大すべきとの意見が多数示されたことも踏まえてどう考えるか、としております。

また、その具体的なものの2つ目として、③モバイル網固定電話の扱いですが、同じくモバイル網を活用した固定電話であるワイヤレス固定電話に比べると、品質面で違いがあるところ、構成員の方々から、コスト削減のために技術要件を緩和してユニバーサルサービスに追加すべきとの意見であったり、緊急通報に関する課題について受理機関から示された意向も踏まえまして、これをユニバーサルサービスに位置付けることについてどう考えるか、としております。

25ページを御覧ください。

論点2-2で、メタル回線設備の円滑な縮退でございます。

メタル回線設備については、2035年頃の縮退に向けて、ＮＴＴにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省でその進捗を検証すること等が必要と考えられるがどうか、としております。また、公衆電話の扱いにつきましては、第一種公衆電話について、当面ユニバーサルサービスとすることについてどう考えるか、そして、縮退を見据えた災害時の通信手段の確保の在り方について検討が必要と考えられるがどうか、としております。

26ページを御覧ください。

論点2-3、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務についてでございます。

残り0.1%の世帯については、無線も組み合わせて効率的な整備・維持が必要であるところ、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型について、品質が安定しない場合もあり、混雑がないエリアに限るべきとの意見があったことを踏まえて、未整備地域や不採算地域に限ってユニバーサルサービスに位置付けることについてどう考えるか、としております。非地上系ネットワークにつきましては、海外事業者に依存すること、品質が未知数であることをもって位置付けるのは時期尚早との意見が示されていますが、この位置付けについてどう考えるか、としております。

続いて、27ページから38ページは、論点2に関する御意見となっております。

39ページからが、論点3、ユニバーサルサービス責務の内容に関する論点です。

他事業者の提供地域でもサービス提供の責務を負うあまねく提供責務と、提供事業者がいらない地域に限りサービスの提供責務を負う最終保障提供責務のどちらとするかについての論点です。①は、電話のユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務に見直すことについて、業務区域の縮小に関する規律の扱いを含めどう考えるか、でございます。②は、その見直しに当たって、業務区域の縮小を制限する規律を課す場合には、N T Tに移行促進のインセンティブを付与する観点等から規律対象となる区域の地理的単位についてどう考えるか、としております。

論点3－2が、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務でございます。これまでの議論も踏まえまして、構成員の方々からこの点について異論がない状況等に鑑みると、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は最終保障提供責務とすることとしてよいかとしております。

40ページを御覧ください。

論点3－3が、最終保障提供責務の確認の仕組みについてでございます。

最終保障提供責務は、他の事業者からサービス提供を受けられない者に提供する責務であるため、相手方がそのようなものに該当するかどうかを確認する仕組みにつきまして、利用者保護や規制コスト等に留意して整備することが必要と考えられるがどうか、他に留意すべき点はあるかとしております。

41ページから45ページは、論点3に関する主な意見でございます。

46ページからが、論点4、ユニバーサルサービス責務の担い手に関するものです。

まず、論点4－1が適格電気通信事業者の義務といたしまして、①では、電話のユニバーサルサービス制度については、N T Tのあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直す場合、これに合わせて、適格電気通信事業者のあまねく提供義務も最終保障提供義務に見直すことについて。そして②では、ブロードバンドにつきましても、今回ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、これに併せて適

格電気通信事業者についても支援区域における最終保障提供義務とすることについてどう考えるか、としております。

論点４－２が、最終保障提供義務の担い手でございます。

論点４－２では、ブロードバンドにつきまして、ＮＴＴから、各地域で最も適した事業者を行政が指定すべきとの意見もございました。他方、構成員の方々からは、時間・コストを要し、サービス提供の遅れにつながるとの意見、また、特殊会社ではない民間企業への義務が営業の自由を制約するため困難なのではないかとの意見、あるいは、ＮＴＴにおいて、これまで不採算地域を電話のあまねく提供義務でカバーしてきた実績があるとの意見等がありました。

これを踏まえて、他の義務でカバーされない場合の最終保障提供義務の担い手についてどう考えるか、としております。

47ページを御覧ください。

論点４－３が最終保障提供義務の担い手以外の者が果たすべき役割でございます。

まず、最終保障提供義務を履行する者への協力で、①最終保障提供義務を履行する者がその近傍で事業を行う者に対して必要な協力を求めた場合、その協議に応じる義務を課すことについてどう考えるかと、そして、②その協議に応じないなどの場合に義務を担保するための制度を設けることが考えられるがどうか、としております。③は基礎的電気通信役務を提供する者に対する退出規制でございます。空白期間を回避する観点から、ＮＴＴからは退出認可制を設けることが必要との意見もあったところですが、構成員の方々からは、エリア拡大インセンティブが減少し、未整備エリアの提供が進まないおそれがあるとの意見等が示されたことも踏まえまして、現行制度の見直しも含めて、ユニバーサルサービスを提供する者の退出規制の在り方について、どのように考えるかとしております。

48ページから53ページが論点４に関する主な意見をまとめたものでございます。

54ページからが、論点５、ユニバーサルサービス交付金についてでございます。

論点５－１が電話についてございまして、最終保障提供義務に係る維持費用に限定して補填することも考えられる一方、メタル回線設備の縮退期間においては、利用者保護の観点で、ＮＴＴの業務区域の縮小を制限する規律を課す場合であれば、その費用が生じることもあることも踏まえ、縮退期間においては内部相互補助を前提として赤字額の一部を補填する現行制度を基本とすることについてどう考えるか、でございます。

論点５－２が、ブロードバンドの交付金制度についてございまして、ユニバーサルサービス義務を最終保障提供義務とする場合には、一般支援区域や支援区域以外の区域においても義務の履行が生じる可能性がございますので、その場合などで、現行の交付

金制度でも支援を受けられることについてどう考えるか、でございます。

55から57ページが、論点5に関する意見でございます。

58ページを御覧ください。

最後の論点としまして、論点6、ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等でございます。

論点6－1が料金の低廉性の確保についてございまして、①は、プライスカップ規制の在り方でございます。現在、プライスカップ規制の対象になっているメタル固定電話や公衆電話につきまして、総体的に利用者への影響が低下していること等も踏まえまして、これらを特定役務、プライスカップの規制の対象から外すことについてどう考えるか、でございます。②は、ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保について、例えば都市部以外の地域で都市部の料金を上回る料金の設定を禁止することについてどう考えるか、としております。

59ページを御覧ください。

最後、論点6－2が、N T Tの自己設置要件、線路敷設基盤の在り方でございます。

後ほど公正競争ワーキンググループの論点整理でも触れられますが、まず、自己設置要件については、N T Tから最終保障提供責務を担うに当たり、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とすることを求める意見がございました。構成員の方々からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のためには、線路敷設基盤を有するN T T東西の自己設置要件が必要との意見等が示されたことも踏まえまして、自己設置要件の在り方について、モバイル網固定電話などをユニバーサルサービスに追加した場合等における自己設置要件の例外的扱いも含め、どう考えるか、としております。

②が、線路敷設基盤の在り方についてでございます。現在、工作物に該当する線路敷設基盤について、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象に追加することが必要との意見も示されていることも踏まえまして、一定の規律を課すことについて、対象となる工作物の範囲も含め、どう考えるか、としております。

60ページ以降が論点6に関連する意見をまとめたものでございます。

以上が、ユニバーサルサービスワーキンググループの論点整理でございます。よろしく願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいまユニバーサルサービスワーキンググループの論点整理について御説明いただきましたが、御意見あるいは御質問のある方は、挙手かあるいはチャット欄でこちら

にお知らせください。私から御指名をして、御発言いただきたいと思います。あるいは、三友主査、何か追加的に御説明があれば伺いますが、いかがでしょうか。

○三友主査　　今事務局から説明をしていただいたとおりでございまして、論点が多岐にわたっております。これまでの固定電話、アナログの電話のユニバーサルサービスが継続されている一方で、メタルの終了が2035年頃と言われております。他方で、それに合わせて、ブロードバンドのより一層の普及を図るために、ブロードバンドのユニバーサルサービスがスタートしたところでございます。この先しばらくの間は、両者が並行して走る形になりますので、その調整が難しいところではございますが、今般このような形で論点をまとめましたので、この内容に沿って方向性を見いだしていくことになるかと思えます。

私からの追加の説明は以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございます。大谷委員から御発言御希望とのことで、御発言ください。

○大谷専門委員　　ありがとうございます。

ユニバーサルサービス制度について、多岐にわたる論点がある中、非常に丁寧に議論されてきたことが資料のあちこちから見えてきておりまして、本当にワーキンググループの関係者の皆様、お疲れさまでございました。

若干質問も織り交ぜつつ、全体にわたってコメントさせていただければと思います。

基本的には、まとめていただいた方向性で違和感がある部分はなかったと感じております。まず、論点の2－1ですが、③モバイル網の固定電話についての品質の面の違いについて、細かく議論していただいたとのことでございます。

ここで少し気になって教えていただきたいのは、緊急通報の課題について、緊急通報受理機関の意向なども踏まえて検討されたとのことですが、確認した結果として、致命的な問題があったのかどうか教えていただければと思います。マイグレのときに、呼び返し機能のための要件などを整理していたかと思いますが、その要件の中にも軽重があると思います。重要な部分についてカバーされるのかどうか、少し確認させていただきたいと思います。

ただ、音声の品質につきましては、これまで加入電話の品質が極めて高い水準にあったと思いますので、必ずしもそれ相当の品質を求めるのではなく、途中でいろいろ議論があり、ナショナルミニマムのような考え方も出てきていたとのことですので、ナショナルミニマムとして保障すべきものは、加入電話相当よりは一定の緩和をすることもやむを得ないのではないかと感じております。

続きまして、26ページの論点2、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型について、

未整備地域や不採算地域に限ってユニバーサルサービスに位置付けることはやむを得ないと思っております。ただ、共用型の課題として、ここに示していただいたのは、利用者の不利益の程度かと思えます。どのような場所が、未整備地域や不採算地域でワイヤレス固定ブロードバンドがサポートされる場所になるのかは分かりませんが、通常の居住者にとっては、通常の生活をしている限りは十分な品質が確保されていること、品質確保のためのルールは、整備しておく必要があるのではないかと考えております。

また、特に観光地などのように観光客が来る場合など、居住者以外の方が大量に押し寄せてくるような場所の場合に、どのようになるのかも含めて、ユニバーサルサービスに位置付けられる特定の場所の性質なども、もう少し細かく分析する必要があるのではないかと考えました。

続けて、47ページ、論点4－3でございます。

最終保障提供責務の担い手以外の方が果たすべき役割について細かく検討いただいて、確かに空白期間が生じる可能性があるとのことで、それが生じないような仕組みを整えておく必要があると気づかされました。特に、最終保障提供責務の担い手に引き継ぐまでの間、事業譲渡のような形で引き継いでいくと思いますが、利用者保護の視点で、その間に維持しなければいけないものについては、明確にしておく必要があるかと思えます。さりとて、その担い手以外の方が、そのようなところに進出するインセンティブを削ぐような仕組みになってはいけないと思っておりますので、例えば利用者情報の承継などがスムーズにできるための制度的な仕組みも併せて考えておく必要があると思えます。

次に、論点5について、メタルの縮退の期間で、利用者保護の観点でNTTにエリアの縮小制限を課すような措置が議論されたとのことですが、制限を課されたエリアであっても、サービス提供に必要な交付金の維持は検討しておく必要があると感じました。

最後に、58ページ、料金の低廉性の確保について、これは以前、私もコメントさせていただいたことがあるかと思えますが、極端に低廉性を目指すのではなく、事業者がそのサービス開始を躊躇するような料金水準にならないように、バランスのとれた金額の設定を行う必要があるのではないかと考えております。

全体を通じて、コメントをさせていただきました。ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。幾つか御質問もあったようですが、これは事務局からでよろしいですか。

○米内事業政策課課長補佐 大谷委員、御質問ありがとうございます。

御質問いただいた論点2－1のモバイル網固定電話の関係ですが、緊急通報受理機関からは、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかについては、

情報通信審議会の議論を尊重したいとのコメントがありました。

ただ、一方で、今後メタルの縮退が進んでいき、モバイル網固定電話の利用者が増えるのであれば、致命的ではないものの、緊急通報の際の受理機関への住所情報の通知などの機能の実装はモバイル事業者に求めていきたいとの意見を頂いたところでございます。

以上です。

○大谷専門委員 ありがとうございます。緊急通報の場合、特に集合住宅でお部屋が分からないと、本当に救助に向かえないとの事情もあるかと思しますので、事業者の方の負担も考慮しなければいけないとしても、必要な緊急通報での品質は確保できるように御検討を進めていただく必要があるかと思いました。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。ほかの点については、コメントだけでよろしいでしょうか。ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。

○相田主査代理 よろしいですか。

○山内主査 どうぞ、相田委員。

○相田主査代理 今の山内委員の御発言の2点目、ワイヤレス固定ブロードバンドに関して、これは今の動きつつあるブロードバンドユニバーサルサービス制度との整合性の問題だと思いますが、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型をユニバーサルサービスに、特に不採算地域でユニバーサルサービスにしまいますと、その地域でMNOが提供事業者として、複数提供事業者区域になってしまいます。競争地域は補填対象としないのが今のルールですので、あくまでその共用型については事業者としてカウントしないなど、そのようなひと工夫が必要になるのかなと思います。これは技術的問題より、どちらかというと制度的取決めとの整合性の問題なのではないかと私は思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。そのほかにいらっしゃいますでしょうか。

それでは、この点については以上とさせていただきますが、三友主査におかれましては、ここで御退席されると伺っております。本日は御参加いただきまして、ありがとうございました。

○三友主査 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(三友主査退席)

・公正競争WG

○山内主査 それでは、議事を進めさせていただきます。次は公正競争ワーキンググル

ープの論点整理でございます。

こちらにつきましては、私が主査を務めておりましたので、まずは私から概略について御説明をさせていただきます。

公正競争ワーキンググループの論点でございますが、電気通信事業分野における公正な競争の確保と、その確保の在り方についてです。これは本年1月から公正競争ワーキンググループを開催いたしました。6月までの間に8回の会合を重ねまして、集中的な検討を行ってきたところでございます。

本ワーキンググループにおいて、事業者のヒアリングや、あるいは検討課題に係る議論等を積み重ねまして、今般、論点整理を取りまとめたものでございまして、これについて御報告いたします。

資料14-2が、公正競争ワーキンググループの論点整理です。

いろいろな御意見をいただいて議論をしましたが、公正競争ワーキンググループでは、N T T東西のアクセス部門の分離に関するヒアリングをはじめとして、様々な事業者等から意見を伺い、議論いたしました。

その中では、サービス競争と設備競争を促進するため、市場原理のみに委ねては公正競争の確保が困難な場合には、構造規制と行為規制の両方が重要であるとの意見、あるいは、N T Tは線路敷設基盤の維持や、電気通信設備の高度化等の役割を果たすべきであって、そのためのルールが必要であるとの意見、それから、市場競争やネットワークの構造の変化等を踏まえたN T Tの業務範囲等を見直すべきとの意見がありました。

それでは、論点整理の詳細につきましては、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○榎事業政策課課長補佐 公正競争ワーキンググループ事務局でございます。

私から、公正競争ワーキンググループの論点整理について御説明を申し上げます。

目次を御覧ください。

公正競争ワーキンググループは、大きく5つ柱がございます。

まず論点1は、総論として公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。次の3つが、特にN T Tに関するものでございまして、論点2の通信インフラの在り方、論点3の業務の在り方、論点4のグループに関する公正競争の確保の在り方となっております。最後、論点5が電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方でございます。

以上、5つの柱について順に御説明を申し上げます。

最初は現行制度の概要ですので、説明を割愛させていただきます。

まず、論点1、公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。

大きく柱が2つございます。まず1つ目、「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進でございます。公正競争の確保に当たっては、以下の考え方を基本としてはどうか、としてございます。「サービスの多様化・高度化・低廉化」を図ることと、「ネットワークの高度化」を図ること、このためには「サービス競争」と「設備競争」が活発に行われることが必要です。ただし、電気通信事業の特性等に鑑みると、市場原理のみに委ねると公正競争の確保が困難な場合には構造規制及び行為規制を課すことが必要です。これにより、最初に戻りますが競争を促進しサービスの多様化等を実現することを基本的な考え方としてはどうか、としています。

2つ目の柱は、検証を通じた規制のPDCAサイクルの確保でございます。公正競争を確保するためには、透明性を持って規制の遵守状況や市場環境を不断に検証し、必要に応じて規制を見直していくことが必要であることから、検証の枠組み等を法的に位置付けることが必要との意見が多かったが、どう考えるかでございます。以上が論点1でございます。

次に、10ページ目を御覧ください。

論点2、NTT東西の通信インフラの在り方の部分でございます。いくつか柱がございます。まず、10ページが論点2-1でございます。

まず1つ目、NTTが果たすべき役割でございます。線路敷設基盤について、全国津々浦々に保有する通信事業者はNTTのみでして、これについては一定の開放ルールがあるものの、経営規模等を踏まえると、設備競争には一定の限界があり、それを補完する観点から、NTTが線路敷設基盤を維持・活用して電気通信設備を構築すること、さらに、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが求められるとの意見が多かったところどう考えるか、でございます。

具体的なものが次の②、③でございます。まず、②線路敷設基盤の確保・維持でございます。現在、その線路敷設基盤の譲渡や担保等につきましては、特段規制がない状況でございます。しかし、線路敷設基盤の適切な維持は我が国の通信の安定的な提供の確保に極めて重要なこと等を踏まえ、線路敷設基盤等の譲渡や廃棄等にルールが必要との意見があったことを踏まえ、線路敷設基盤に関する規律の在り方についてどう考えるか、でございます。

次に、③電気通信設備の確保・維持でございます。現在、電気通信設備に関しましては、自己設置要件や重要設備譲渡の認可が設けられており、一部例外的に他者設備の利用が認められているところでございます。これについては、NTTから意見がございまして、構成員からも、原則として電気通信設備の高度化を図る役割が求められる中では自己設置要件を維持すべきとの意見が多かったことや、自己設置要件の例外追加も考え

られるのではないかと意見があったことを踏まえ、自己設置要件等の在り方についてどう考えるか、でございます。

11ページを御覧ください。

論点2-2、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方についてどう考えるか、でございます。まず1つ目、競争事業者からは、NTTに対する構造規制が維持されない場合にはアクセス部門の資本分離が必要との意見が多数ございました。構成員等からは、費用対効果の観点から慎重な意見が多数ございました。具体的な観点に関しては、AからDまでを御覧ください。設備競争の観点からは、設備競争が後退する懸念、サービス競争の観点からは同等性の確保が一層徹底されるためサービス競争に資するのではないかと意見がございました。ただし、コストに関しては、イニシャル、ランニングともに多大であること、さらに、株主への影響に十分配慮する必要があるとの意見等々がございました。これらを踏まえて慎重な意見が多数ありましたが、本来の趣旨に立ち返り、NTT東西と他事業者との間の同等性が他の手段でどのように確保されるかを併せて検討すべきであるとの意見が複数ございました。これらを踏まえて、アクセス部門の運営主体の在り方についてどう考えるか、としています。

次に、論点2-3、NTT東西の分離の在り方についてでございます。NTTからは、NTT東西の統合が経営の選択肢となるよう見直すべきとの意見がございました。他方で、構成員等からは、統合された場合には設備競争が減退する懸念やコスト構造の比較・検証のために東西分離を維持すべきとの意見が多かったところです。

これらの意見や東西分離の趣旨や経営状況等を踏まえて、NTT東西の分離の在り方についてどう考えるか、でございます。

以上が、論点2の部分でございます。

次に、論点3、23ページを御覧ください。

NTT東西等の業務の在り方についてでございます。

まず、論点3-1、NTT東西の業務範囲、本来業務の在り方についてでございます。
①県域業務規制の在り方については、県内通信・県間通信を区別する競争政策上の意義が希薄化していることを踏まえまして、県域業務規制を見直すことが適当との意見が多かったところ、県域業務規制を見直すこととしてよいかとしております。

次に、②県域業務規制を見直す場合の本来業務の在り方については、固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務を基本とすべきであって、移動通信業務やISP業務等は引き続き禁止すべきとの意見が多かったところです。これらの意見を踏まえまして、NTT東西の本来業務の在り方についてどう考えるか、としております。

論点3-2が、本来業務以外の業務の在り方についてでございます。

まず、活用業務の実施要件についてでございます。現在、活用業務は、本来業務や公正競争への支障がないことを要件としていまして、事前届出により実施が可能でございます。これについて、NTTから、柔軟に可能となるように見直すべきとの意見があった一方で、構成員等からは引き続き実施要件を維持すべきとの意見が多かったところです。これらを踏まえて、活用業務の実施要件についてどう考えるかとの論点にしております。

24ページを御覧ください。

引き続き活用業務について、先ほどの実施要件を確認する方法についてでございます。現在、事前届出を受けているところでございますが、構成員から、事前届出の要件が詳細であることを踏まえて、業務の内容に応じて類型化して簡素化することや、事前規制から事後検証に見直すこと、さらに、検証する場合には、法令上の根拠を与えることなどの担保が必要との意見等々がございました。これらを踏まえまして、活用業務の確認方法についてどう考えるか、としております。

最後に、③目的達成業務等の在り方でございます。目的達成業務は本来業務の実施のために必要な業務であって、さらに業務区域外の地域電気通信業務、これは直接競争を促進する観点から認められているものでございます。いずれも事前届出により実施可能であります。実際の競争の進展状況等を踏まえまして、これらの業務の在り方についてどう考えるか、とまとめてございます。

論点3-3が、NTT東西ではなくてNTT持株の業務の話でございます。

NTTから、電気通信事業以外の分野において「研究成果の事業化」を可能とするように見直すべきとの意見があったところです。構成員等から、研究成果の事業化の境界につきまして、不明確ではないかとの意見等がございました。さらに、本来業務や公正競争に支障がないことが重要であり、それを担保するために様々な事前・事後の審査や検証が必要との意見がございました。これらを踏まえて、NTT持株による事業の実施の在り方についてどう考えるか、とまとめてございます。

ここまでの論点3、業務の在り方についてでございます。

35ページを御覧ください。

論点4は、大きく2つございます。まず、論点4-1、累次の公正競争条件の在り方についてでございます。累次の公正競争条件については、これまでのドコモの分離等々のタイミングにおきまして、公正競争を確保するために課された条件でございます。これについて、NTTから一部見直しの要望がございました。構成員からは、持株に関する条件を引き続き維持すべきではないかとの意見のほか、市場環境等の変化を踏まえ、個別に検討を行った上で必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべ

きとの意見が多かったところです。

このような意見を踏まえまして、各公正競争条件の要否、内容あるいは対象についてどう考えるか、とまとめてございます。

次は、累次の公正競争条件の法的位置付けについてでございます。①では、必要なものは維持・強化するとの意見多かったところです。②は、その必要なものについてどうするかですが、NTTからは、法定化について必要性の有無を慎重に見極めることが必要との意見が多くあったところです。他方で、構成員等からは、今後必要な条件については、法的に位置付けてその遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべきとの意見が多かったところです。

これらを踏まえて、累次の公正競争条件の法定化や検証の在り方についてどう考えるか、とまとめてございます。

次は、論点４－２、電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方でございます。グループ内の組織再編につきましては、現在、電気通信事業法や独占禁止法の審査の対象外となっております。これについて構成員等からは、必要性に関しては事前審査が必要ではないかとの意見が多かった一方で、事前審査は不要であり、事後的に検証して必要に応じて是正する仕組みで対応していくべきとの意見や、あるいは審査を仮に行う場合の対象に関しては、公正競争に与える影響の観点から限定すべきとの意見が多かったところです。これらの意見を踏まえまして、公正競争を確保する観点から、グループ内の組織再編を審査することについて、その対象を含めてどう考えるか、とまとめてございます。

以上が、論点４でございます。

43ページを御覧ください。

論点５、電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルールの在り方でございます。

まず、論点５－１、ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方についてでございます。まず、①メタル固定電話の接続ルールの在り方についてでございます。NTTからLRICに関するものや電話時代の規制ルールを廃止すべきとの意見があったところです。他方で、他事業者からは、LRIC等については引き続き必要ではないかとの意見もあったところです。

これらを踏まえまして、メタル固定電話に関する接続ルールの在り方についてどう考えるか、とまとめてございます。

次に、②利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方についてでございます。卸役務の適正性等の確保が重要となっている中で、これまでも卸料金の適正性の検証等を行ってきたところであります。これについて、今後も規制の効果の厳格な検証が必要

であるとの意見等がございました。

これらの意見を踏まえまして、今後の卸役務に関するルールの在り方についてどう考えるかと、しております。

次に、44ページ、③5 Gにおけるネットワークの開放の在り方についてでございます。

5 G（SA）の複数の機能開放の類型が事業者間で協議をされているところでございますが、これについて、国際標準化のめどが立ったとのことで、今後協議の進展が期待されるとの意見もございました。これらを踏まえて、5 G（SA）のネットワークの開放の在り方についてどう考えるか、としております。

④、⑤は、どちらも禁止行為規制に関するものでございます。まず1つ目、④移動通信分野における規制の対象として、現在ドコモのみが規制対象となっております。これについて様々な意見がございましたが、移動通信分野における禁止行為規制の対象の在り方をどう考えるか、としております。

次に、⑤禁止行為規制の内容でございます。接続関連情報の目的外利用の禁止等々が、今の禁止行為規制の内容となっています。このような中で、接続と同様に、卸役務についても情報の目的外利用を禁止すべきではないかとの意見があったことを踏まえて、禁止行為規制の内容についてどう考えるか、としてございます。

ここまでが論点5－1です。

次、45ページ、論点5－2、線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてでございます。

2つございます。まず、①線路敷設基盤の開放の促進の在り方でございます。NTT東西の電柱等の利用に関して他事業者から意見があったところです。電柱等の利用実態を明らかにした上で検証すべきとの意見があったことを踏まえて、線路敷設基盤の開放の在り方や、利用の同等性の確保に関する検証の必要性についてどう考えるか、としております。

次に、②インフラシェアリング事業の促進の在り方についてでございます。現在、電気通信事業者については、認定を受ければ土地収用法の手続よりも簡素な手続で他人の土地等の使用权の設定を受けることができることとされています。これをインフラシェアリング事業者にも適用すべきではないか、適用してほしいとの意見があったところです。これについて、構成員からは、当該鉄塔等が認定を受けた電気通信事業に使用されること等を担保した上で、インフラシェアリング事業者に対しても、公益事業特権を認めることとしてもよいとの意見があったところ、この点についてどう考えるか、としております。

最後は、論点5－3、市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

についてでございます。

大きく3つございます。まず、①電報の事業の規律の在り方についてであります。電報事業は、今、国内はNTT東西、国際はKDDIの独占とされておりまして、料金等に関して様々な許認可の規律がございます。これについて、現在の利用状況等を踏まえて規律を緩和してほしいとの意見があったところです。構成員等からは、利用動向や代替手段の普及等の状況、あるいは他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和して良いのではないかと意見が多かったこと等を踏まえて、これらの事業の規律の在り方についてどう考えるか、としております。

次に、②メタル固定電話の料金規制の在り方についてでございます。先ほどのユニバーサルワーキンググループの論点整理での御説明にもございましたが、今のメタル固定電話を引き続きプライスカップ規制の対象とすることについてどう考えるか、でございます。

最後、③ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方についてでございます。現在の電気通信事業法が設備の物理的な設置に着目したものでございまして、これに基づいて様々な規律の体系が形作られてございます。これについて、ネットワークの仮想化・クラウド化が進展し、「設備」と「機能」の分離や物理的な接続点が存在しない形での他者設備の利用等の進展が予想される中で、電気通信事業法の体系の在り方についてどう考えるか、としております。

以上、公正競争ワーキンググループの論点整理でございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。公正競争ワーキンググループの論点整理を以上のような形でまとめさせていただきました。競争条件や競争の在り方であり、御説明にありましたように、NTT東西の通信インフラはどうあるべきなのかや、多岐にわたる業務についての考え方、それから、公正競争の確保の在り方やどのようにするのか、そして、その他の細かなルールの在り方を議論いたしました。

それでは、この内容について、御意見、御質問あれば伺いたいと思いますが、いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○藤井専門委員 よろしいですか。

○山内主査 どうぞ、藤井委員。

○藤井専門委員 藤井でございます。ありがとうございます。

この内容に関して、おおむね特に違和感があるものは多くなかったのですが、意見と質問が1点ずつあります。

1つは、24ページ、NTT持株の事業の実施の在り方に対して議論があったと認識しております。NTT法の改正のときに研究の責務を廃止し、義務付けない形になったと

きに少し議論があったと思います。基礎研究をしっかり進めることが1つあったと思いますが、今回電気通信事業以外の分野に絞った形ではありますが、基礎研究から事業化に向かって動くことが含まれることが若干懸念されるかと思いました。電気通信事業とそれ以外が明確に分けられるのかと、基礎研究とそれを応用化していくことに対して、応用研究にどんどんシフトしてしまわないかは注意が必要だと思いましたので、一言コメントさせていただきました。

もう1点は、45ページ、論点5、インフラシェアリング事業者の事業の促進の在り方についてです。土地等の収用に対して簡易な手続を認める形については、特に進めるのは望ましいのではないかと思います。インフラシェアリングの事業者は、このサービスの一環として、公共施設の内部や屋内のビルなどでもシェアリング事業を行っているかと思うのですが、そこに対しては、この改正の影響は特になのかどうかについて一度確認したく、質問させていただきました。鉄塔のように土地収用が明確なものはいいのですが、屋内のインフラシェアリングなどに対して、公益事業特権は何か影響を及ぼされるのかどうかについては確認が必要かと思った次第です。

以上、2点でございます。

○山内主査 ありがとうございます。2点目については、いかがでしょうか。

○榎事業政策課課長補佐 藤井委員、ありがとうございます。今の認定電気通信事業者に関する条文の規定上では、土地だけではなくて、その上の工作物等についても規定がございますので、その工作物等に該当すれば、当然何らかの公益事業特権の扱いがあるかと承知してございます。

○藤井専門委員 ありがとうございます。その辺りは、注意深く確認したほうがいいかと思いましたので、まだ論点として整理している段階かと思いますが、屋内の公益事業特権によりどのような影響が生じるのかは考えておく必要があるかと思いました。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。リモートの方は、チャットか手挙げ機能でお願いしたいと思います。関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口専門委員 関口でございます。

活用業務について2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

23、24ページについて、N T Tからも業務の柔軟な運用がしたいので何とかしてほしいとの意見もあったと書いてありますが、個別に一々持ってくるのは、東西側にとっても申請業務が煩雑ですし、電気通信事業部会のO Bとしての経験からも、申請を受け取った側も、この審査にはかなりエネルギーを使ってきたと思っております。慎重審議が当たり前ではありますが、例えば包括的な自主基準をN T T自ら策定していただいて、

類型化したものについて、それに沿って実施する限りは事後検証のみで実施できるような、何か簡略化が可能であれば検討に値するというのが私の印象でございますので、そのような形で御検討いただけるとよろしいかと思っております。これが1点でございます。

もう1点は、23ページ、県域業務についてですが、今後、県間業務についても固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務という形で、包含して本来業務に位置付けることは、私は実態に即した考え方だと思っております、賛成をしております。ただそれにしても、現状では、県間設備については、N T Tグループの中ではN T Tコミュニケーションズが県間設備を保有しており、その部分については自己設置義務から外れています。ここについては、このままの状態が続くことが想定された上での本来業務の議論だと思っておりますが、例えばN T TコミュニケーションズのI S Pや移動体等の他業務はそのまま残し、県間設備については事業譲渡等で東西に保有させることにすると、本来業務となる県間業務についても自己設置設備の保有が可能になると思いますが、そのようなことは可能性として考えられるのかどうか。ただ、N T Tは、昨年10月のプレゼンの中でも、自己設置義務については、設備シェアリングをしたいのにできないとの要望はうたっているんですが、県間設備について一体運用をしたいとの御希望はなされておられませんので、N T Tの希望があるのかないのかも含めて、そのような検討があり得るのかについて伺いしたいと思えます。

以上の2点でございます。

○山内主査 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○榎事業政策課課長補佐 事務局でございます。関口委員、ありがとうございます。自己設置に関しては、ユニバーサルサービスワーキンググループでも、公正競争ワーキンググループでも御議論をいただいております、可能性としてはあり得るのかもしれませんが、公正競争ワーキンググループの中では、N T Tコミュニケーションズから設備の譲渡を受けてN T T東西に自己設置を義務付けるべきとの意見はなく、例えば10ページで、N T T東西のインフラの在り方がありますが、最後の③において、自己設置要件の例外の追加も考えられるのではないかと意見があったと記載をしております。ユニバの効率的な提供だけでなく、県間部分に関しても、ある意味、現状を尊重して、引き続きその県間部分に関しては例外としてもよいのではないかと意見がございました。

○関口専門委員 ありがとうございます。この県間設備については、N T Tグループ以外の者の保有設備もございますので、そのような業界全体のバランスの中での検討になるかと思えますので、今の御説明で十分分かりました。どうもありがとうございました。

○山内主査　　よろしいですか。それでは、次は長田委員、どうぞ御発言ください。

○長田専門委員　　ありがとうございます。長田です。

意見ではなく、簡単なお願いとなります。当然公正競争のことを検討されているので、事業者間で合理的な論点で議論していただいていると思いますが、特に論点２のＮＴＴ東西のアクセス部門の分離などの検討で考えたのですが、どのような方向へ行くのがいいのかについては、利用者もとても近い関係にあるので、議論の先が利用者にとってもメリットがある形になるように検討を進めていただければいいなと思いました。感想ですが、よろしくお願いします。

○山内主査　　ありがとうございました。それでは、次は林委員、どうぞ御発言ください。

○林専門委員　　名古屋大学の林です。

私、ユニバーサルサービスと公正競争のワーキンググループに出ておりましたので、各個別論点についてコメントすることは控えたいと思いますが、結局各論点から演繹される大きな論点は、ＮＴＴに期待される公共的役割は何であるかや、あるいは先ほど山内主査からも御言及があったように、ＮＴＴ東西が保有するインフラの公共性をどう評価すればよいのかとの点にかかっているのかと感じました。

結論的には、先ほどの事務局説明とまとめについて、今の部分と合わせて特に異論はございません。

一言だけ付言しますと、先ほど事務局からも御説明がありましたように、市場環境の変化に伴いまして、公社時代から承継した線路敷設基盤等を用いてサービス競争と設備競争を促進して、サービスの多様化、高度化、低廉化とネットワークの高度化を実現するとの意味でＮＴＴ東西が保有するインフラの重要性あるいは公共性は一層高まっているとの認識で、ワーキンググループでもおおむね一致していたように私自身は感じています。

私は法律専門ですので、このようなワーキンググループでの認識をどのように法律の中に読み込むか、あるいは書き込むかとの点にどうしても目が行ってしまいましたが、ＮＴＴ持株は、例えばＮＴＴ法第１条の２でＮＴＴ東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること等を目的として設立された株式会社であるとされていますが、ＮＴＴ東西が保有する線路敷設基盤等のインフラの重要性あるいは公共性が一層高まっていることを踏まえますと、第１条の２にいう、ＮＴＴ東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることは、より深読みすれば、「線路敷設基盤等を用いた」ＮＴＴ東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることを目的として読むべきものだと感じたところです。

要するに、10ページにありますように、個別のルールとして譲渡や廃棄のルールが必

要であるとの議論だけではなく、法の目的や、あるいは定義にも関わる大きな論点だと思っておりますので、その辺りから線路敷設基盤の在り方を位置付けるべきかと思っております。意見でございます。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。それでは、議事を進めさせていただきます。

・経済安全保障WG

○山内主査　次は、経済安全保障ワーキンググループであります。

この論点整理につきましては、山本主査から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本専門委員　それでは、経済安全保障ワーキンググループの論点整理の概略につきまして、主査を務めております私から御報告をいたします。

本ワーキンググループは、本年の2月から計4回開催いたしまして、事業者5者へのヒアリングを含め、精力的に検討を行ってまいりました。

検討に当たりましては、厳しさを増している経済安全保障の状況の中で、通信サービスの安定的な提供を確保するための外資規制の必要性和、他方で、事業活動の自由、投資の自由、対日投資促進政策への影響などの観点を踏まえまして、議論を積み重ね、論点整理を取りまとめておりますので、御報告をいたします。

資料の14-3が、経済安全保障ワーキンググループの論点整理です。

論点が3つございまして、1つ目がN T Tに対する総量規制、2番目がN T T以外の主要通信事業者に対する外資規制、3番目が外国人役員規制です。

第1点のN T Tのみに対する総量規制は会社法上重要な議決を拒否することができる議決権の3分の1を基準にしておりますが、この規制につきましては、先ほど来議論がございしますが、N T Tが線路敷設基盤を保有し維持する役割を負っており、その確実かつ安定的な運用のためには、このような特別な総量規制がなお必要ではないかとの意見が多数であったと認識しております。

第2点のN T T以外の主要通信事業者に対する外資規制でございますが、外為法による個別の投資審査が制度上あり、それを強化することが望ましいとの意見が多数でした。しかし、外為法の強化をするとN T T法の総量規制が代替できるかについては、対象あるいは目的・手段が異なっており、代替は難しいのではないかと、総量規制がなお必要ではないかとの意見が多数であったと思います。

外国人役員規制については、先般、法律が改正されて規制緩和がされたところであり、その効果などを検証することが、まず必要ではないかとの意見が多かったと思います。

それでは、事務局から細かい点について説明をお願いいたします。

○渡部事業政策課市場評価企画官 経済安全保障ワーキンググループの論点整理の詳細につきまして、引き続き資料14－3に基づきまして御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

目次でございますが、外資等規制に関する制度の概要に続いて、ワーキンググループでの議論を「論点1 NTTに対する外資規制」、「論点2 NTT以外の主要事業者に対する外資規制」、「論点3 外国人役員規制」と3つに分けて整理をしております。

2 ページを御覧ください。

外資等規制に関する制度等の概要でございます。まず、電気通信事業法における外資規制及び外国人役員規制については、WTOの自由化約束をはじめ、累次の規制緩和を経て全て廃止され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は外為法により規律されております。外為法における外資規制は、国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得について、事前届出により個別審査を行う等の規制を課しております。これに加えて、NTT持株については、NTT法において、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、外国人の議決権割合が3分の1以上となることを禁止する、いわゆる総量規制が設けられてございます。

続いて、外国人役員規制でございますが、NTT法において、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株とNTT東西について外国人役員を一切認めない規制が設けられてございました。これについては、先ほど山本主査から説明がございましたが、本年2月に取りまとめたいただいた本審議会の第一次答申を踏まえたNTT法の改正により、外国人が代表取締役でないこと、かつ、役員の3分の1未満まで緩和されたところでございます。

3 ページを御覧ください。

ここから個別の論点に入ります。論点1、NTTに対する外資規制でございます。この論点については、必要性、妥当性、代替性の3つの観点から整理しております。まず、①NTTに対する総量規制の必要性でございますが、NTTが電電公社から承継した全国津々浦々の線路敷設基盤は、他事業者には新たに構築不可能な公共的な基盤となっているとしております。その上で、NTTからは、総量規制は世界的に廃止するのが原則であり、通信市場、技術の進展に伴い、データやモバイルの設備情報や顧客情報等も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われているとの意見が示された一方で、経済安全保障の重要性の高まりを踏まえると、NTTが承

継した線路敷設基盤の確実かつ安定的な運用を図るためには、外国の影響力に対する経営の自主性の確保が引き続き重要であり、総量規制による特別な保護が正当化できるとの意見が多かったところ、N T Tに対する総量規制の必要についてどう考えるか、としております。

続いて、②事業活動・投資の自由とのバランスから見た総量規制の妥当性でございます。N T Tからは、積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであるとして、総量規制のデメリットを指摘する意見が示された一方で、現在のN T Tの外資比率から見て、更なる投資の受入れニーズがあるか不明、閾値以上で株式取得しても議決権は保有できないが、利益配当は保証されておりリターンを目的とする外国人投資家に支障はない、投資家は総量規制を所与のものと受け止めており、撤廃の要望は聞いていない、総量規制の遵守状況の定期的な確認など規制の実効性確保が必要との意見が多かったところ、総量規制の妥当性についてどう考えるか、としております。

続いて、③個別審査の強化による総量規制の代替性でございます。N T Tについて、以下の点等を踏まえ、引き続き個別審査と総量規制が相まって外資から保護を図ることをどう考えるか、としております。1点目として、財務省からリスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと。2点目として、N T Tは総量規制を完全に代替する必要はないとの意見である一方、構成員等は、外為法の個別審査の強化は望ましいが、日本に居住する外国人が規制対象外の外為法を強化しても総量規制の代替は困難であり、引き続き総量規制が必要との意見が多いこと。3点目として、諸外国では個別審査を強化する中においても自由化の例外として留保した総量規制を廃止する動きが見られないこととしております。

以上が、N T Tに対する外資規制についての論点でございます。

10ページを御覧ください。

論点2としまして、N T T以外の主要事業者に対する外資規制でございます。まず、①N T T以外の主要事業者に対する総量規制でございます。N T Tから、仮に総量規制を残すのであれば、主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見が示され、N T T以外の主要通信事業者に総量規制を再び導入することは、通信サービスの安定的提供の確保に資すると考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、資金調達面での経営への影響や既存株主の権利保護、国際約束との整合性等の課題を勘案して慎重に検討すべきとの意見が多かったところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、どう考えるか、としております。

続いて、②主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化でございます。ＮＴＴから通信の安定的提供の確保と保有管理情報の安全性確保の必要に鑑み、ＮＴＴを含めた主要通信事業者を対象に、個別投資審査を強化すべきとの意見が示され、個別投資審査の強化はそのような必要性に応える措置の一つであると考えられるところ、以下の点等を踏まえ、どう考えるか、としております。１点目として、財務省からリスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと。２点目として、国際約束との整合性など、主要通信事業者に総量規制を再び導入する場合と同様の課題があること。３点目として、入口規制の強化となり、投資家は強い懸念を持っているとの意見、経済安全保障推進法や情報の保護に関する他の制度の実効性を高めて対応すればよいとの意見、外為法の個別審査の強化に関する財務省案は、純投資目的に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようとするもので、国際約束との整合性が維持できれば望ましいとの意見があることとしております。

以上が、ＮＴＴ以外の主要通信事業者に対する外資規制についての論点でございます。１５ページを御覧ください。

最後に、論点３としまして、外国人役員規制でございます。まず、①ＮＴＴに対する外国人役員規制の在り方でございますが、規制の更なる緩和や撤廃については、今般のＮＴＴ法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で、外資規制の議論を踏まえつつ検討することが必要ではないかとしております。

続いて、②ＮＴＴ以外の主要事業者に対する外国人役員規制でございます。ＮＴＴから主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見が示され、ＮＴＴ以外の主要通信事業者に外国人役員規制を再び導入することは、通信サービスの安定的提供の確保に資すると考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、人材確保面での経営への影響、国際約束との整合性等の課題を勘案して慎重に検討すべきとの意見が多かったところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、どう考えるか、としてございます。

以上が、経済安全保障ワーキンググループの論点整理でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査　　どうもありがとうございました。それでは、先ほどと同様に御意見、御質問を、御発言願いたいと思いますが、いかがでございますか。あるいは、山本主査から追加的な何かコメントがあればお願いいたします。

○山本専門委員　それでは、３つほど申し上げたいと思います。１つ目として、論点１

のNTTに対する総量規制について、線路敷設基盤を有することから、規制の必要性があるのではないかという点ですが、他方で、それが投資の阻害になっていないかという点も当然のことながら検証いたしました。まず、総量規制は、議決権の行使の制限であって、投資自体を制限するものではありません。実際に、規制があるために議決権行使が制限されることによって投資が阻害されるかとの点については、ヒアリングあるいは過去の他の事業におけるデータ等の参照をいたしましたが、そのようなことはないようでした。さらに、3ページに書かれていますように、現状で、さらに外国人投資家の投資を受け入れるニーズがあるようにも見えず、ヒアリングをしても具体的な話が出てきませんでした。それで、今回はこのような意見になっています。

第2点目として、総量規制と個別審査との代替可能性の問題です。1つ、具体的なことを申し上げますと、3ページの一番下に書かれています、外為法の規制は居住地を基準にして行いますので、国内の外国籍の方からの投資は対象になりませんが、総量規制は国籍で見るものですので、そちらのほうが対象が広がります。この点を変えられるかについては、おそらく外為法の構造自体を変えることになりますので、非常に難しいだろうと議論いたしました。

3点目は、先ほどの第1、第2の議題で申しますと、資料14-1の59ページ、線路敷設基盤の在り方についての何らかの規制規律が必要ではないかという点、それから、資料14-2の10ページ、②線路敷設基盤に関する規律の在り方の論点です。この点について、資料14-3の中には直接のテーマでないので何も書かれておりませんが、同様の意見があったことを付け加えておきたいと思います。

私からは以上です。

○山内主査 ありがとうございました。それでは、委員の方からの御発言に移りたいと思います。岡田委員、どうぞ御発言ください。

○岡田委員 ありがとうございます。成城大学の岡田です。

今の経済安全保障ワーキンググループの御報告を拝聴しまして、外資規制をどうすべきかですが、基本的な考え方について少しコメントをさせていただきます。NTT持株の研究開発の規制緩和も行われていますが、非常に進化の早い電気通信事業の分野で、いかにリスクマネーの循環が活発に起こるようにしていくかが、非常に重要ではないかと思っております。

そういう意味で、例えばデータセンターであるとか、生成AIであるとか、新しい分野に莫大なお金が世界で投資されている中で、日本がそれに立ち後れてはいけない。そのためには、そのような障害が起きないようにすることにも十分気を配っていく必要があるのではないか、と感じております。

今、山本委員の御説明の中で、そのような懸念はないとの意見も一部あったのかなと思われま。3ページの妥当性に関して、そのような議論もあったことは伺ったのですが、実感として、巨額の外資がデータセンターの構築等で日本に流れ込んでおり、また、生成AIを活用した新しいサービスがどんどん導入されています。このように日本に外資が入ってきている状況があると思います。

こうした中で通信インフラの外資規制はどういうウエートを持つべきなのか、どういう重要性を持つのか、総体的な位置付けについて考えていくことも必要かなと感じております。

抽象的な話になって恐縮ですが、私からコメントとして申し上げました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、矢入委員、どうぞ御発言ください。

○矢入専門委員 ありがとうございます。矢入でございます。

自分は情報通信専門で、経済系の話は門外漢なので、今回このような結論になったことを非常に勉強になりながら聞かせていただきました。

今回のハイライトとしましては、投資家の方々にも話を聞いて、現在の枠組みを撤廃する必要がないのではないかななどの意見をいただけたのは非常に大きかったと思います。また、現状の法的枠組みで、経済安全保障が、少なくともNTTは守られているとの確認ができたと思っており、それが今後、技術の発展において変える必要があるのかどうかについては、少なくとも私はあまりニーズがないように思います。例えば何十年か後には、また状況が変わっているのかもしれませんが、先ほど岡田委員がおっしゃられていたように、国際的に新しい技術を導入するときなどにかかる費用が桁違いに大きくなっていることもあり、その意味では、何か大きな研究費や開発費を株式で集めたいとのニーズはあるのかもしれない。ですが、少なくとも今のNTTにおかれましては、そのようなことも、特に何か問題があるようには見受けられないと思いました。

技術や、公共性のあるサービスを国土全体であまねくやる、そして事業者間で健全な競争をすることについて、別の次元でこのように経済的な安全保障について今回議論できたのは、すごくよかったのではないかと思います。

感想です。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、林委員、どうぞ。

○林専門委員 林でございます。

私は、結論的には、このおまとめには、特に違和感はありませんでした。大変勉強になりました。

論点2について、NTT以外の主要事業者に対しても総量規制を課すべき、言い換え

れば、N T Tのみに外資規制を課すことは無意味であるとの意見について、その趣旨とか理念はよく分かるのですが、ただ、仮にN T T並みの規制を課すことを想定した場合、10ページに書かれてありますように、各種ネガティブエフェクトが懸念されることに加えて、我が国は既にほかの加盟国とか地域との間で約束している事項、すなわちG A T S等における留保事項を超える規制を実施するという結果になりますので、そのような変更を行うためには、W T Oの他の加盟国や地域との交渉が必要になると思います。他国間との交渉を行うことは、現実問題として、その実現にかなりの困難が伴うことが予想されますので、このような既存の国際約束の状況を踏まえたと、N T Tに対する固有の外資規制は、現在のN T T法に基づく制度を維持して行うことについて、一定の、あるいはそれなりの合理性があると考えられると思って聞いておりました。

ただ、昨今の国際経済情勢を踏まえたと、経済安全保障は刻一刻と状況が変化して、日本としても決して揺るがすことはできませんので、その意味で、現状から何もせずに、現状維持を墨守するのもしがちなものかと思います。ここに書かれてあります財務省で検討されていらっしゃる案は、1つの知恵あるいは着地点かなと思って拝聴しておりました。私も感想めいた話で恐縮ですが、以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

皆さま、御意見、御感想とのことでありますので、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、以上で、3つのワーキンググループの報告とそれから意見交換を終わらせていただこうと思います。

最後に、全体を通じて御意見、御質問ある方は、やはり挙手かチャットで、その旨お伝えいただければ御発言いただきますが、いかがでしょう。渡井委員、どうぞ御発言ください。

○渡井専門委員 ありがとうございます。慶應義塾の渡井でございます。

それぞれのワーキンググループに共通する課題として、線路敷設基盤の問題があることを、御説明から改めて理解したところでございます。これを経済安全保障の観点から見ますと、まずユニバーサルサービスについては、仮に責務の一端を外国の事業者に委ねることにした場合、当然に外国の影響の問題が出てくるものと思います。次に、公正競争と外資規制につきましても、線路敷設基盤に対する外国の影響についてどのように対応するかという問題が、ほぼ全ての論点に関わってまいります。

そこで、外国の影響を排除することに合理性が認められる場合には、規制の手法をもってこれに対応することは適切であると思います。線路敷設基盤との関係において、電

気通信事業者の自主性を確保することは、基幹インフラの重要性からは十分に合理性が認められるのではないかと考えております。もちろん、N T T法を規制の全ての根拠とする必要はございませんが、他の法律で代替できるのかどうかについては、経済活動の自由を踏まえて、現状の規制を上回るものにならないように十分に留意しながら、慎重に検討する必要があるものと思います。

以上、感想を申し上げます。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。今回、3つのワーキンググループの論点の整理をしていただいたわけですが、今おっしゃったように、その中で共通のもの、あるいは全体をまとめるものを我々議論していかなければならないと思っております。その点で非常に有効な御発言だったかと思っております。

ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、各ワーキンググループにおいては、本日の意見交換の内容も踏まえまして、引き続き取りまとめに向けた御議論をお願いしたいと思います。

(2) その他

○山内主査　それでは、最後に、今後のスケジュールについて事務局より御説明いただきます。

○小杉事業政策課課長補佐　事務局でございます。次回会合につきましては、決まり次第御案内させていただきます。

○山内主査　ありがとうございました。

閉　　会

○山内主査　それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第14回会合を閉会いたします。ありがとうございました。

以上